

1 相談

ご利用希望の方は、お電話またはHPのメールフォームよりお問い合わせ下さい。サービス内容と利用方法を説明させていただきます。その後来所して頂きお子さまの状況、保護者が考える課題や目標をヒアリング致します。

2 訪問先への説明・同意

保護者が訪問先にサービス利用の希望をお伝えした後に、当事業から訪問先にサービスの説明をさせていただきます。ご利用時には訪問先の同意が必要となります。

3 サービスの申請・手続き

ご利用契約を行います。契約に関しては、受給者証が必要になります。お住いの区役所で通所受給者申請をしてください。

4 個別支援計画の作成

お子さまの様子やご家族の要望、訪問先との話から、支援内容について「個別支援計画」を作成し、説明させていただきます。

5 サービス開始

ご契約後、ご利用開始となります。ご利用開始後もご相談やお悩み事がある際は、お気軽にお問合せください。

当事業所の訪問支援員は専門知識を持った、看護師・理学療法士・作業療法士です



一般社団法人はる訪問看護ステーション

保育所等訪問支援

「訪問型はるの家」



保育所等訪問支援「訪問型はるの家」

〒240-0003
横浜市保土ヶ谷区天王町1-23-16カーサ小山202号室
Tel. 045-331-8889
Fax. 045-335-0771
<https://www.harustation.com>



ごあんない

利用時間
9:00~17:00
(月曜日~金曜日)
休業日
土曜・日曜
国民の祝日・年末年始

集団での生活の困りごとについて
園や学校に訪問して
一緒に考えさせていただきます

保育所等訪問支援とは

平成24年4月1日に改正児童福祉法により創設された支援です。障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域でともに暮らす社会（インクルーシブ社会）の実現を目標にしています。園や学校といった施設等に専門知識を持った支援員が訪問し、保護者や養育者と、施設との連携をもとに、お子さまが園や学校での生活を楽しく送れるように支援します。

支援の内容

観察
園や学校に訪問し、お子さまの様子を観察します。困っていることやその原因について分析します。

直接支援
園や学校に訪問し、お子さまの困りごとに対して直接働きかけます。

間接支援
養育者や教育者の方に対して、お子さまについて情報共有し、対応のご提案をします。

家庭連携
保護者に対して、支援のご報告をします。お子さまの成長を共有していきます。

保育所等訪問支援のメリット

集団生活での支援なので発達上の課題に気づきやすい

ひとりひとりに合ったオーダーメイドの専門支援ができる

子どもには自己肯定感が、訪問先には支援力が高まり、移行後の支援に継続性が保たれます。

進級・進学の際に支援方法を引き継ぐことができる

子どもの育ちへの安心感と訪問先への信頼感が高まる

保育所等訪問支援の最大の目的は、保育所等訪問支援を通して、保護者と訪問先の距離が縮まり、お子さまの成長・発達を共に喜び合えるようになること。そして、お子さまが安心・安全に過ごせる環境になり、保育や教育の効果を最大限に引き出すことです。

頻度

原則、月に1~2回となります。進級や学期の変わり目などには希望により回数を増やすこともできます。

時間

ニーズに合わせて、訪問先のご都合と調整しながら可能な限りご希望にそった時間に訪問します。

期間

期間の制限はありません。保護者が園や学校に安心してお子さまを任せることができるようになれば終了を検討します。

